

板橋区介護予防スペース事業「はすのみ教室」及び「さくらテラス」
における介護予防事業実施要領

(平成18年5月30日健康生きがい部長決定)

(平成24年4月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成30年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和6年4月1日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

(令和8年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、板橋区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月30日区長決定）に基づき、板橋区（以下「区」という。）が実施する介護予防スペース事業「はすのみ教室」及び「さくらテラス」における介護予防事業（以下「介護予防スペース事業」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 介護予防スペース事業とは、板橋区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条（2）イに規定する介護予防普及啓発事業として、心身の状況改善、運動の習慣化、低栄養改善及び介護予防についての普及・啓発等を図るため、介護予防スペース事業「はすのみ教室」及び「さくらテラス」において実施する事業をいう。

(事業内容)

第3条 介護予防スペース事業とは、前条の目的を達成するため、次の事業から構成する。

- (1) 高齢者向けの認知症予防講座
- (2) 高齢者向けの軽度な運動
- (3) 高齢者向けの栄養指導
- (4) 介護予防についての普及・啓発
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康生きがい部長が介護予防のため必要と認める事業

(対象者)

第4条 介護予防スペース事業の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない者とする。

(実施施設等)

第5条 事業の実施施設、実施日、実施時間及び実施期間は、次のとおりとする。

(1) 実施施設 ア 「はすのみ教室」

イ 「さくらテラス」

(2) 実施場所 ア 東京都板橋区高島平一丁目50番1号

板橋区立高島第六小学校内 1階

イ 東京都板橋区向原三丁目7番8号

ケアホーム板橋内地域交流スペース

(3) 実施日 ア 毎週水曜日とする。

イ 毎週木曜日とする。

ただし、ア、イともに、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は除く。

(4) 実施時間 おおむね2時間程度とする。

(5) 実施期間 1コースおおむね3か月とし、年4回実施する。

(6) 利用回数 利用回数は原則として週1回とする。

(定員等)

第6条 各コースの定員及び年間実施コース数等は、別表に定めるとおりとする。

(利用者の募集及び申込)

第7条 利用者の募集は、広報いたばし、区ホームページ等で行うものとする。

2 利用希望者は、区が定める応募方法で申込みをするものとする。

(利用者の決定等)

第8条 利用者の決定については、第6条に規定する定員を超える応募があった場合は、年度内において利用決定回数の少ない者を優先し、利用決定回数と同じ者間における利用者の決定については抽選とする。

2 前条第2項の規定により応募のあった者には、文書又は口頭にて応募結果の可否を連絡するものとする。

(利用料等)

第9条 介護予防スペース事業の利用料は、1人1回250円とする。また、別途保険料を徴収する。その他、第3条に掲げる事業の実施に伴うテキスト代は利用者の負担とする。

2 利用料等については、各コースの初回に、コースの全額分を、区が指定する方法で区に納入するものとする。納入された利用料等の返金は、原則として行わない。

3 利用者として決定された者のうち、該当のコースに1回も参加していない者からキャンセルの申出があった場合、その者からは利用料等を徴収しないこととする。

(事業の委託)

第10条 第3条に掲げる事業の全部又は一部の実施については、法人又は団体等(以下「受託者」という。)に委託することができる。

(報告)

第11条 事業を実施した受託者は、別に定めるところにより、区に報告書を提出しなければならない。

(実施上の留意点)

第12条 事業の実施に当たっての留意点は、次のとおりとする。

- (1) 実技指導の際は、危険のないよう配慮するものとする。
- (2) 事業に参加する者の健康状態の把握に努め、事業を実施するものとする。
- (3) 関係機関との連携及び調整を図り、事業の円滑な実施のための体制整備を図るものとする。
- (4) 事業修了後に、利用者が自主的に介護予防に取り組めるよう配慮するものとする。

(所管)

第13条 介護予防スペース事業は、生涯活躍推進課が所管する。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、介護予防スペース事業に関し必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

1 この要領一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

2 契約締結に係る準備等、介護予防スペース事業の実施に係る手続きその他この要領を施行するために必要な準備行為は、この要領の一部改正前においても行うことができる。

付 則

この要領一部改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

ア「はすのみ教室」 イ「さくらテラス」

コース名	1コース		実施曜日
	定員	実施期間	
体操及び介護予防指導	20名	おおむね 3か月	ア 水曜日 イ 木曜日
膝痛・腰痛・転倒予防	10名	おおむね 3か月	ア 水曜日 イ 木曜日
ヨガ	20名	おおむね 3か月	ア 水曜日 イ 木曜日